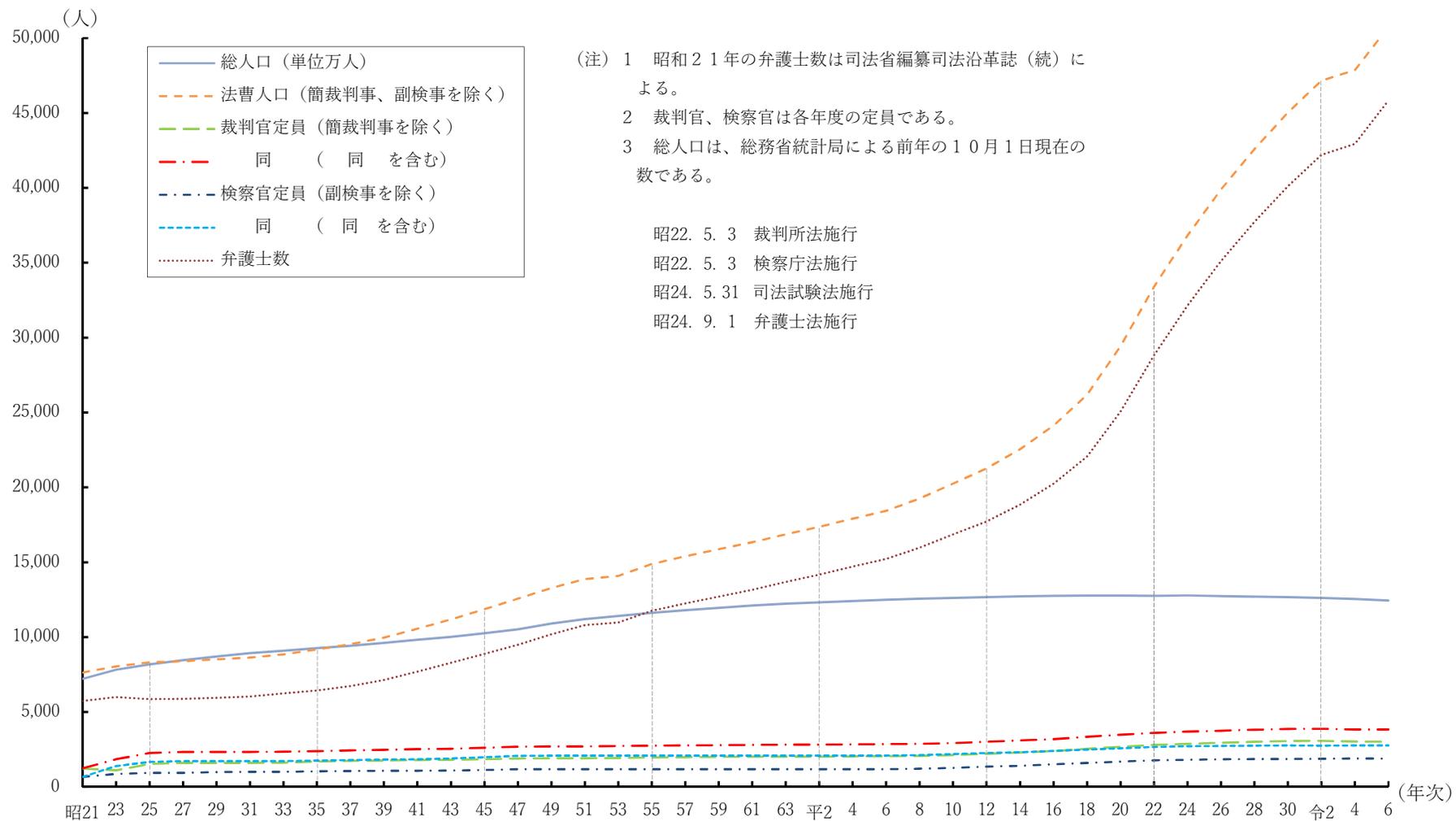


5 その他の参考事項（裁判官以外の司法関係者の資料を含む。）

§ 1 日本における法曹人口及び総人口の推移（昭和21年～令和6年）



	裁判官定員		検察官定員		弁護士	法曹人口 (除 簡裁判事・副検事)	総人口 (単位万人)
		(除 簡裁判事)		(除 副検事)			
昭和 21 年	1,232		668		5,737	7,637	7,215
23	1,842	1,107	1,387	857	5,992	8,046	7,810
25	2,261	1,533	1,673	930	5,862	8,322	8,177
27	2,323	1,595	1,717	930	5,872	8,397	8,454
29	2,327	1,597	1,717	980	5,942	8,519	8,698
31	2,327	1,597	1,717	1,000	6,040	8,637	8,928
33	2,347	1,617	1,717	1,000	6,235	8,852	9,093
35	2,387	1,687	1,761	1,044	6,439	9,170	9,264
37	2,430	1,730	1,796	1,059	6,740	9,529	9,429
39	2,475	1,760	1,829	1,067	7,128	9,955	9,616
41	2,518	1,787	1,844	1,082	7,687	10,556	9,828
43	2,537	1,803	1,901	1,097	8,293	11,193	10,020
45	2,605	1,838	1,983	1,132	8,888	11,858	10,254
47	2,681	1,900	2,071	1,173	9,483	12,556	10,515
49	2,693	1,905	2,081	1,173	10,197	13,275	10,910
51	2,703	1,912	2,089	1,173	10,792	13,877	11,194
53	2,726	1,935	2,092	1,173	10,979	14,087	11,417
55	2,747	1,956	2,092	1,173	11,759	14,888	11,616
57	2,767	1,976	2,092	1,173	12,251	15,400	11,790
59	2,783	1,992	2,092	1,173	12,701	15,866	11,954
61	2,800	2,009	2,092	1,173	13,159	16,341	12,105
63	2,813	2,017	2,092	1,173	13,674	16,864	12,224
平成 2 年	2,823	2,017	2,092	1,173	14,173	17,363	12,321
4	2,835	2,029	2,092	1,173	14,706	17,908	12,410
6	2,852	2,046	2,092	1,173	15,215	18,434	12,494
8	2,879	2,073	2,127	1,208	15,973	19,254	12,557
10	2,919	2,113	2,193	1,274	16,853	20,240	12,617
12	3,019	2,213	2,264	1,345	17,707	21,265	12,669
14	3,094	2,288	2,313	1,414	18,851	22,553	12,729
16	3,191	2,385	2,404	1,505	20,240	24,130	12,762
18	3,341	2,535	2,490	1,591	22,056	26,182	12,776
20	3,491	2,685	2,578	1,679	25,062	29,426	12,777
22	3,611	2,805	2,667	1,768	28,828	33,401	12,751
24	3,686	2,880	2,709	1,810	32,134	36,824	12,780
26	3,750	2,944	2,734	1,835	35,113	39,892	12,730
28	3,814	3,008	2,754	1,855	37,722	42,585	12,711
30	3,866	3,060	2,767	1,868	40,098	45,026	12,671
令和 2 年	3,881	3,075	2,758	1,879	42,200	47,154	12,617
4	3,841	3,035	2,765	1,886	42,937	47,858	12,550
6	3,826	3,020	2,767	1,888	45,825	50,733	12,435

(注) 1 昭和 21 年の弁護士数は司法省編纂司法沿革誌(続)による。

2 裁判官、検察官は各年度の定員である。

3 総人口は、総務省統計局調査による前年の 10 月 1 日現在の数である。

昭22. 5. 3 裁判所法施行

昭22. 5. 3 検察庁法施行

昭24. 5. 31 司法試験法施行

昭24. 9. 1 弁護士法施行

§ 2 弁護士の数と人口との関係

- (注) 1 弁護士の数は令和6年4月1日現在の数(日本弁護士連合会調べ)である。
 2 ()内の数は女性弁護士の数(内数)である。
 3 人口は総務省統計局による令和5年10月1日現在の数である。
 4 外国弁護士の数は外国弁護士資格者の数である。

弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)	弁護士会名	所属弁護士数 (人)	人口 (千人)	1人当たりの 人口 (人)
東 京	9,240	14,086	620	鳥 取 県	74	537	7,257
第 一 東 京	6,855			島 根 県	79	650	8,228
第 二 東 京	6,613			福 岡 県	1,481	5,103	3,446
神 奈 川 県	1,784	9,229	5,173	佐 賀 県	110	795	7,227
埼 玉	980	7,331	7,481	長 崎 県	157	1,267	8,070
千 葉 県	876	6,257	7,143	大 分 県	163	1,096	6,724
茨 城 県	308	2,825	9,172	熊 本 県	286	1,709	5,976
栃 木 県	234	1,897	8,107	鹿 児 島 県	225	1,549	6,884
群 馬	324	1,902	5,870	宮 崎 県	144	1,042	7,236
静 岡 県	543	3,555	6,547	沖 縄	285	1,468	5,151
山 梨 県	127	796	6,268	仙 台	496	2,264	4,565
長 野 県	270	2,004	7,422	福 島 県	192	1,767	9,203
新 潟 県	292	2,126	7,281	山 形 県	104	1,026	9,865
大 阪	5,007	8,763	1,750	岩 手	111	1,163	10,477
京 都	879	2,535	2,884	秋 田	78	914	11,718
兵 庫 県	1,044	5,370	5,144	青 森 県	111	1,184	10,667
奈 良	200	1,296	6,480	札 幌	863	5,092	4,719
滋 賀	171	1,407	8,228	函 館	54		
和 歌 山	149	892	5,987	旭 川	78		
愛 知 県	2,140	7,477	3,494	釧 路	84		
三 重	200	1,727	8,635	香 川 県	196	926	4,724
岐 阜 県	218	1,931	8,858	徳 島	92	695	7,554
福 井	120	744	6,200	高 知	92	666	7,239
金 沢	186	1,109	5,962	愛 媛	160	1,291	8,069
富 山 県	132	1,007	7,629	計	45,825	124,352	2,714
広 島	630	2,738	4,346		(9,208)		
山 口 県	186	1,298	6,978	沖 縄 弁 護 士	3		
岡 山	402	1,847	4,595	外 国 弁 護 士	0		
				外 国 法 事 務 弁 護 士	495		

§ 3 司法修習生の数（採用者数）

期別	（採用年度）	人 数
第 3 8 期	（昭和59年度）	451 (42)
第 3 9 期	（昭和60年度）	450 (52)
第 4 0 期	（昭和61年度）	482 (45)
第 4 1 期	（昭和62年度）	473 (58)
第 4 2 期	（昭和63年度）	492 (63)
第 4 3 期	（平成元年度）	511 (60)
第 4 4 期	（平成2年度）	509 (70)
第 4 5 期	（平成3年度）	507 (72)
第 4 6 期	（平成4年度）	596 (84)
第 4 7 期	（平成5年度）	635 (124)
第 4 8 期	（平成6年度）	703 (144)
第 4 9 期	（平成7年度）	724 (155)
第 5 0 期	（平成8年度）	728 (142)
第 5 1 期	（平成9年度）	734 (169)
第 5 2 期	（平成10年度）	746 (203)
第 5 3 期	（平成11年度）	797 (199)
第 5 4 期	（平成12年度）	982 (282)
第 5 5 期	（平成13年度）	992 (269)
第 5 6 期	（平成14年度）	1,007 (227)
第 5 7 期	（平成15年度）	1,183 (277)
第 5 8 期	（平成16年度）	1,188 (280)
第 5 9 期	（平成17年度）	1,499 (366)
第 6 0 期	（平成18年度）	2,446 (572)
第 6 1 期	（平成19年度）	2,380 (630)
第 6 2 期	（平成20年度）	2,304 (626)
第 6 3 期	（平成21年度）	2,171 (571)
第 6 4 期	（平成22年度）	2,124 (588)
第 6 5 期	（平成23年度）	2,074 (480)
第 6 6 期	（平成24年度）	2,035 (532)
第 6 7 期	（平成25年度）	1,969 (447)
第 6 8 期	（平成26年度）	1,761 (411)
第 6 9 期	（平成27年度）	1,787 (381)
第 7 0 期	（平成28年度）	1,530 (346)
第 7 1 期	（平成29年度）	1,516 (317)
第 7 2 期	（平成30年度）	1,482 (361)
第 7 3 期	（令和元年度）	1,473 (366)
第 7 4 期	（令和2年度）	1,456 (372)
第 7 5 期	（令和3年度）	1,328 (371)
第 7 6 期	（令和4年度）	1,393 (384)
第 7 7 期	（令和5年度）	1,830 (533)

（注）いずれも採用時の数値である。

括弧内は女性で内数である。

§ 4 終了者の進路別人数

期別	(終了年度)	終了者数	裁判官	検察官	弁護士	その他
第38期	(昭和61年)	450 (44)	70 (8)	34 (4)	342 (32)	4 (0)
第39期	(昭和62年)	448 (52)	62 (10)	37 (6)	347 (36)	2 (0)
第40期	(昭和63年)	482 (45)	73 (8)	41 (4)	367 (32)	1 (1)
第41期	(平成元年)	470 (57)	58 (10)	51 (6)	360 (40)	1 (1)
第42期	(平成2年)	489 (63)	81 (16)	28 (3)	376 (44)	4 (0)
第43期	(平成3年)	506 (58)	96 (20)	46 (4)	359 (34)	5 (0)
第44期	(平成4年)	508 (70)	65 (16)	50 (8)	378 (45)	15 (1)
第45期	(平成5年)	506 (72)	98 (20)	49 (8)	356 (44)	3 (0)
第46期	(平成6年)	594 (84)	104 (18)	75 (11)	406 (55)	9 (0)
第47期	(平成7年)	633 (123)	99 (34)	86 (16)	438 (70)	10 (3)
第48期	(平成8年)	699 (142)	99 (26)	71 (12)	521 (102)	8 (2)
第49期	(平成9年)	720 (155)	102 (26)	70 (16)	543 (113)	5 (0)
第50期	(平成10年)	726 (144)	93 (21)	73 (11)	553 (110)	7 (2)
第51期	(平成11年)	729 (167)	97 (18)	72 (16)	549 (132)	11 (1)
第52期	(平成12年)	742 (202)	87 (22)	69 (16)	579 (164)	7 (0)
第53期	(平成12年)	788 (196)	82 (26)	74 (10)	625 (158)	7 (2)
第54期	(平成13年)	975 (281)	112 (31)	76 (20)	774 (225)	13 (5)
第55期	(平成14年)	988 (269)	106 (30)	75 (22)	799 (214)	8 (3)
第56期	(平成15年)	1,005 (225)	101 (29)	75 (19)	822 (175)	7 (2)
第57期	(平成16年)	1,178 (277)	109 (35)	77 (19)	983 (222)	9 (1)
第58期	(平成17年)	1,187 (279)	124 (34)	96 (30)	954 (213)	13 (2)
第59期	(平成18年)	1,477 (360)	115 (35)	87 (26)	1,254 (291)	21 (8)
第60期	(平成19年)	2,376 (568)	118 (43)	113 (39)	2,043 (457)	102 (29)
第61期	(平成20年)	2,340 (619)	99 (36)	93 (32)	2,026 (527)	122 (24)
第62期	(平成21年)	2,346 (635)	106 (34)	78 (31)	1,978 (523)	184 (47)
第63期	(平成22年)	2,144 (563)	102 (32)	70 (22)	1,714 (443)	258 (66)
第64期	(平成23年)	2,152 (597)	102 (34)	71 (24)	1,515 (418)	464 (121)
第65期	(平成24年)	2,080 (479)	92 (28)	72 (22)	1,370 (316)	546 (113)
第66期	(平成25年)	2,034 (528)	96 (38)	82 (31)	1,286 (336)	570 (123)
第67期	(平成26年)	1,973 (443)	101 (29)	74 (29)	1,248 (269)	550 (116)
第68期	(平成27年)	1,766 (418)	91 (38)	76 (25)	1,131 (239)	468 (116)
第69期	(平成28年)	1,762 (371)	78 (30)	70 (26)	1,198 (228)	416 (87)
第70期	(平成29年)	1,563 (359)	65 (18)	67 (24)	1,075 (248)	356 (69)
第71期	(平成30年)	1,517 (319)	82 (21)	69 (21)	1,032 (226)	334 (51)
第72期	(令和元年)	1,487 (360)	75 (28)	65 (28)	1,032 (231)	315 (73)
第73期	(令和2年)	1,468 (366)	66 (23)	66 (24)	1,047 (263)	289 (56)
第74期	(令和4年)	1,458 (372)	73 (24)	72 (28)	1,136 (283)	177 (37)
第75期	(令和4年)	1,325 (367)	76 (29)	71 (35)	966 (255)	212 (48)
第76期	(令和5年)	1,391 (387)	81 (34)	76 (31)	993 (254)	241 (68)

(注) 括弧内は女性で内数である。

修習終了直後の数による。